

[シンポジウム]

高齢者を委託者とする家族間信託の現状と 課題

はじめに（企画の趣旨）

佐久間 毅

午後の部のシンポジウムを始めます。

このシンポジウムでは、杉山苑子さん、木村敦子さん、宮本誠子さんと、私、佐久間毅が報告をします。また、進行役は私が務めます。どうぞよろしく願いいたします。

近年、民事信託と呼ばれる信託の設定例が増えており、その種の信託に関する研究が充実しつつあります。本学会でも、優れた研究発表が、数多くされています。そういった状況の中で、本日も、その種の信託に関する問題を扱うことにしました。確かに研究の蓄積がみられるものの、この種の信託の設定は本格化し始めたばかりで、裁判例が増えつつあり、残された問題や新たな問題が少なからずあると思われるためです。

もっとも、シンポジウムのタイトルに、民事信託という語は用いていません。これは、民事信託と呼ばれる信託の外延がはっきりしないからです。そこで、問題の焦点を絞るために、高齢者が委託者兼受益者、その家族の一員が受託者となり、高齢者の財産の管理または承継を目的とする信託を取り上げることにしました。ただし、杉山さんの報告では、受託者が家族の一員でない場合も扱うため、もっぱら「民事信託」という語を用いています。

報告を始めるにあたり、お断りしておきたいことが四点あります。

第一に、本日は話題にする信託を、家族間信託と呼びます。これは、もっぱら報告の便宜のためです。この呼称に何らかの意味を持たせる意図

はありません。

第二に、家族間信託に関して重要となる問題は、数多くあります。それらの中から、近時比較的広く関心を集めている問題、報告者が関心を持った問題を取り上げることにしました。

第三に、報告は、「実務の現状と課題」、「設定上の課題」、「継続中の課題」、「終了に関する課題」の四つに分けて行います。もっとも、「設定上の課題」以下の三つの区分は、多分に便宜的なものです。たとえば、設定上の課題について報告をする木村さんは、その中で、信託の変更や終了等の問題を取り上げます。これは、継続中の課題、終了に関する課題に位置づけることもできます。ただ、検討の中心は、信託の変更や終了等を制限する信託行為の定め効力にあります。そうすると、問題の根源は信託の設定にあるとみることができます。また、本日取り上げることにした諸々の問題を、各報告者の持ち時間を考えて振り分ける必要もありました。そこで、設定上の課題に位置づけています。同様のものは他にもあります。

第四に、報告の内容は、各報告者が自ら決めたものです。個々の問題について意見を調整すること、報告全体で一定の方向性を打ち出そうとすることは、していません。

それでは、個別の報告に移ります。

(同志社大学大学院司法研究科教授)